明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
〔告　示〕
○改良すべき踏切道を指定した件（国土交通二）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第一号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第七項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信